

## 自治基本条例運用状況検証計画(令和3年度委員会・令和2年度実施分)

対象	条文	内容	前回	留意点
議会	第19条	議会の役割と責任	H30	議会が行政に不正等がないか監視し、政策を立案しているか。町民の意思を代表し権限を正しく行使しているか。事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第20条	議会の運営	H30	議会の予算執行は健全か。議会の活動を公開しているか。事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第21条	議会の責任	H30	議員は町民の代表として公正かつ誠実に職務にあたっているか。自己研鑽に努めているか。事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第35条	開かれた議会	H30	町民が議会の傍聴に参加しやすいしくみを整備しているか。事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
		第2回・第3回で検証		<b>【第19条～第35条の検証資料】</b> ・町民アンケートの回答項目 ・ホームページの公開状況 ・議会広報の発行状況 ・議会予算の執行状況 必要に応じて実態調査(議会傍聴等)
行政	第17条	情報公開と説明責任	R2	行政が町の行政情報の公開と提供に努めているか。行政における事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明(会)等の取り組み状況により検証する。
	第29条	財政運営	H30	町の財政状況を公開しているか。事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第31条	情報公開・情報共有	R2	町は可能な限り情報公開を行い、苦情や相談を行政サービスの改善に役立てているか。事務・事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況により検証する。
	第32条	附属機関等における委員の公募	R2	附属機関の委員に、町民から公募により選ばれた委員を含めているか。現存する審議会・委員会等の委員構成と委嘱方法により検証する。
	第33条	参加の保障	R2	町民と町長が直接意見交換する機会を設けているか。町民の意見を反映させるための事務・事業とパブリックコメントの実施状況により検証する。
	第34条	行政監視	H30	行政運営が適法かつ公正におこなわれているか監視する組織(いわゆるオンブズマン)について、民間や行政による設置があるか。
	第36条	選挙における情報共有	H30	参加しやすい選挙を実施するため、候補者と住民の情報共有の機会を設けているか。事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
		第4回で検証		<b>【第17条～第36条の検証資料】</b> ・広報・ホームページ等情報公開の実施状況 ・各種委員会の公募状況 ・町民への説明会等の開催状況 ・広聴事業の実施状況 ・町民アンケートの回答項目

○おいらせ町自治基本条例（議会関係・抜粋）

第5章 議会の役割と責任

（議会の役割と責任）

第19条 おいらせ町議会は、行政運営が正しく行われているかを監視するとともに、政策形成機能を果たす役割を持っています。

2 議会は、町民の代表として、町民の意思を尊重しなければなりません。

【第19条】

町の意味決定機関である議会には、行政に不正や怠慢がないかを監視する役割があります。さらに、自らも積極的に政策を立案する役割を持っています。

また、議会は町民の意思を代表する機関として、地方自治法などにより定められた権限を正しく行使し、町民の幸福の実現のために努力しなければなりません。

（議会の運営）

第20条 おいらせ町議会は、健全な予算執行により、効率的な運営を行わなければなりません。

2 議会は、その活動を町民に公開し、開かれた運営を進めなければなりません。

【第20条】

行政と同様に議会にも健全で効率的な運営が求められます。ここでの予算執行とは、議会に与えられた予算の執行のことです。

議会は町民の意思を代表する機関であり、その決定は町民の意思となるものです。ですから、議会活動を町民に分かりやすく伝え、行政とともにその情報を共有することが大切です。そのため、議会報告会の開催、インターネット中継、議事録のホームページへの掲載など、議会情報を積極的に公開する必要があります。

（議員の責任）

第21条 おいらせ町議会議員は、全町民の代表として公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 議員は、職務に関する調査、研究及び学習により自らの資質を向上させなければなりません。

【第21条】

まちづくりに果たす議員の役割は大きいものがあります。議員は住民の投票により選ばれますが、議員はこの町で共にまちづくりを担う、働く人や学ぶ人の利益も視野に入れて活動する必要があります。また、議員はその役割を果たすため、自己研鑽に努めることが必要です。

（開かれた議会）

第35条 おいらせ町議会は、町民に開かれた議会とするため、工夫してその公開を進めます。

【第35条】

町民が議会の傍聴に参加しやすいしくみを整備すること（例：日曜、夜間議会など）は、議会と町民の距離を縮め、協働のまちづくりを進める上で大切なことです。

○おいらせ町自治基本条例（議会以外・抜粋）

（情報公開と説明責任）

第 17 条 行政は、町の行政に関する事柄について、情報の公開と提供に努めるとともに、町民に分かりやすく説明しなければなりません。

【第17条】

行政運営の透明性を高め、町民の信頼と参加を得るため、町の施策の立案から実施、評価までの行政に関する情報を積極的に公開、提供して、これを町民と共有しなければなりません。また、行政に関する情報の内容を、できるだけ多くの町民にわかりやすく説明することができなければなりません。

（財政運営）

第 29 条 行政は、効率的で健全な財政運営を図るため、財政計画を策定します。

2 行政は、町民に理解しやすい予算説明書を作成し、決算においては費用対効果を検証して、これを公表します。

【第29条】

町の財政情報は、町民の生活に大きく関わる重要な情報です。「どのようにお金を使う予定か」「実際どのようにお金が使われたか」を公開し、町民がそれを理解することは、ともにまちづくりを進めていく上で重要です。

（情報公開・情報共有）

第 31 条 行政は、行政に関する情報を可能な限り公開し、これを町民と共有します。

町民に求められた情報は、個人情報などを除き可能な限り提供しなければなりません。

2 行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。

【第31条】

1 項…行政に関する情報の公開は、広報紙の定期発行やホームページなどで広報活動が行われていますが、これからは委員会、附属機関等の公開など、公開の範囲を広げて情報共有を進めることが求められます。

2 項…苦情や相談は町民からの貴重な政策提言ととらえ、行政はそれらへの対処の結果や過程を内部で共有することにより、行政サービスの改善に役立っています。ただし、内容に個人情報など、共有することが町民の不利益になる場合を除きます。

（附属機関等における委員の公募）

第 32 条 附属機関やその他の懇談会等の委員には、町民から公募により選ばれた委員が含まれることを原則とします。

【第32条】

町には法令や条例などの規定により、いろいろな附属機関やその他の懇談会等が置かれています。町の計画や施策など、町民の生活に関わる重要な事案を検討する、それらの委員選考にあたっては、町民の参加を保障する観点から、一般町民から公募することを規定しています。

(参加の保障)

第33条 行政は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

2 行政は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

**【第33条】**

1 項…住民懇談会、井戸端会議のように、町長や町職員が住民と直接意見交換する機会を設けます。

2 項…重要な計画、条例の策定など行政の施策に関して、町民の意見を聞く場合、これまではアンケートやシンポジウムなどを実施してきましたが、これからは「パブリック・コメント」により、町民が政策決定前に直接意見を述べる機会を設けることを規定しています。行政は、寄せられた町民の疑問、提案を尊重するとともに、誠実にこれに回答しなければなりません。

(行政監視)

第34条 おいらせ町は、行政運営が適法かつ公正に行われているかについて監視し、改善に関する提言をする第三者による機関を設けます。

**【第34条】**

一般的に「オンブズマン」と呼ばれており、民間の有志により組織されるものと、行政が設置するものがあります。

(選挙における情報共有)

第36条 おいらせ町は、住民が参加しやすい選挙を実施するため、工夫して候補者と住民の情報共有の機会を設けます。

**【第36条】**

積極的に選挙をピーアールし、住民の政治への関心を高め、投票率の向上を図ることは、よりよい地域社会づくりと民主主義の実現にとって有益です。

# 自治基本条例運用状況検証計画(R1～R5)

対象	条文	検証年度	実績					実績					計画					検証内容及び方法	
			22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5			
		検証の対象年度	(21)	(22)	(23)	(24)	見直し(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	見直し(30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	見直し		
町民	第2章																		
	第4条	生活に関する権利					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第5条	子どもの権利					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第6条	個人情報					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第7条	参加に関する権利					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第3章																		
	第8条	自立と自律					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第9条	まちづくりへの参加					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第10条	町民、行政及び議会との協働					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第11条	互いの権利を守る責任					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第12条	ふるさとと地球を守る責任					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	行政	第4章																	
第13条		役割と責任					◎				○	◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
第14条		行政の執行					◎				○	◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
第15条		町民との関係					◎				○	◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
第16条		苦情・相談への対応					◎				○	◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
第17条		情報公開と説明責任	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	行政における事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明(会)等の取り組み状況により検証する。	
第18条	危機管理					◎				○	◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。		
議会	第5章																		
	第19条	議会の役割と責任					◎				○	◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第20条	議会の運営					◎				○	◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
第21条	議員の責任					◎				○	◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。		
行政	第7章																		
	第28条	総合計画					◎	○				◎	○				◎	総合計画策定の取組み状況により検証する。	
	第29条	財政運営					◎				○	◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第30条	行政評価		○	○		◎	○			○	◎			○		◎	町の行政評価の実施状況(実施計画ローリング、予算編成、財政評価、第三者機関による評価)により検証する。	
	第31条	情報公開・情報共有	○	○	○		◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	事務・事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況により検証する。	
	第32条	審議会等における委員の公募	○	○	○		◎	○			○	◎	○	○	○	○	◎	現存する審議会・委員会等の委員構成と委嘱方法により検証する。	
	第33条	参加の保障	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	町民の意見を反映させるための事務・事業とパブリックコメントの実施状況により検証する。	
第34条	行政監視		○			◎					◎			○		◎	行政経営本部会議での検討後に検証する。		
議会	第35条	開かれた議会					◎				○	◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
行政	第36条	選挙における情報共有					◎				○	◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第8章																		
	第37条	まちづくり組織		○		○	◎	○			○	◎			○		◎	地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織の設立及び活動状況により検証する。	
	第38条	まちづくり組織とおいらせ町				○	◎	○			○	◎			○		◎	まちづくり組織の設立に向けた行政の取組み状況により検証する。	
	第9章																		
	第39条	運用状況の検証					◎	○				◎	○				◎	見直し作業の取組状況により見直しの翌年度に検証する。	
第40条	条例の見直し					◎	○				◎	○				◎	見直し作業の取組状況により見直しの翌年度に検証する。		

令和元年度 主に行政の取組を検証する  
 令和2年度 主に町民の取組を検証する  
 令和3年度 主に議会の取組を検証する  
 令和4年度 主に町民及び行政の取組を検証する  
 令和5年度 主に行政の取組を検証する。また、見直し作業を実施する。